

# 山梨県公報

第二百七十五号

令和四年

四月十一日

月 曜 日

## 目次

### 告示

#### 公安委員会

- 建築基準法に基づく道路位置指定……………一三三
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一三三
- 高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制 告示の一部改正……………一三六
- 山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱……………一三七
- 正 誤……………一四四
- 令和四年三月三十一日付号外第十八号中(二件)……………一五四

## 告示

### 山梨県告示第九十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和四年三月三十日
- 指定道路の位置 都留市古川渡字新井二百八十二番四
- 指定道路の幅員 四・〇メートル
- 指定道路の延長 十二・六七メートル

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第三十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

令和四年四月十一日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

### 別表第一中

|    |   |        |                       |
|----|---|--------|-----------------------|
| 七六 | 甲府市屋形一丁目一番四号先(甲府市屋形一丁目一番四号先と市道塔岩塚原線との交差点) | 梨大附属小北 | 昭和五九年一月一五日<br>告示第五三三号 |
|----|---|--------|-----------------------|

|    |   |      |                    |
|----|---|------|--------------------|
| 七六 | 甲府市屋形一丁目一番四号先(甲府市屋形一丁目一番四号先と市道との十字路交差点) | 北新小北 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|----|---|------|--------------------|

を

別表第四の二五八の項を次のように改める。

|     |   |    |       |    |                    |
|-----|---|----|-------|----|--------------------|
| 二五八 | 国道二〇号   | 車両 | 西から東へ | 笛吹 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|     | 笛吹市石和町四日市場一八二番地先(国道二〇号上り線の分岐部)から笛吹市石和町四日市場一八二番地一先(分岐道路と市道との十字路交差点)までの(八〇メートル) | 車両 | 西から東へ | 笛吹 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |

別表第四の六二四の項の次に次のように加える。

|     |                                      |    |       |    |                    |
|-----|--------------------------------------|----|-------|----|--------------------|
| 六二五 | 市道                                   | 車両 | 西から東へ | 日下 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|     | 山梨市上神内川一〇七番地一先(山梨市駅南口ロータリー)(二〇〇メートル) | 車両 | 西から東へ | 日下 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
| 六二六 | 国道二〇号                                | 車両 | 西から東へ | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|     | 大月市大月町花咲四二七番地先(大月インター入口交差点南)         | 車両 | 西から東へ | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |

|                      |    |  |
|----------------------|----|--|
| 西側左折導流部）（<br>四〇メートル） | 終日 |  |
|----------------------|----|--|

別表第五の一八四の項を次のように改める。

|        |    |                    |
|--------|----|--------------------|
| 一八四 廃止 | 南部 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|--------|----|--------------------|

別表第六の六一の項を次のように改める。

|                                |                              |            |    |     |                    |
|--------------------------------|------------------------------|------------|----|-----|--------------------|
| 六一<br>主要地<br>方道甲<br>府市川<br>三郷線 | 甲府市幸町九番三〇<br>号先（遠光寺東交差<br>点） | 西進す<br>る車両 | 終日 | 南甲府 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|--------------------------------|------------------------------|------------|----|-----|--------------------|

別表第六の一六五の項及び一六六の項を次のように改める。

|                               |                                |            |   |     |                    |
|-------------------------------|--------------------------------|------------|---|-----|--------------------|
| 一六五<br>市道                     | 甲府市幸町九番三三<br>号先（遠光寺東交差<br>点）   | 南進す<br>る車両 | 七時か<br>ら九時<br>まで                            | 南甲府 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
| 一六六<br>主要地<br>方道甲<br>府市川<br>線 | 甲府市伊勢二丁目一<br>番一号先（遠光寺東<br>交差点） | 北進す<br>る車両 | 七時か<br>ら九時<br>まで、<br>一六時<br>から一<br>八時ま<br>で | 南甲府 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |

別表第六の四二四の項を次のように改める。

|        |    |                    |
|--------|----|--------------------|
| 四二四 廃止 | 南部 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|--------|----|--------------------|

別表第七の九一の項を次のように改める。

|          |   |            |    |     |                    |
|----------|---|------------|----|-----|--------------------|
| 九一<br>町道 | 中巨摩郡昭和町西条五<br>〇一六番地先（西条<br>交差点北側十字路交差<br>点） | 東進す<br>る車両 | 終日 | 南甲府 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|----------|---|------------|----|-----|--------------------|

別表第十の八八八の項を次のように改める。

|                                 |                       |   |    |                    |
|---------------------------------|-----------------------|---|----|--------------------|
| 八八八<br>主要地<br>方道甲<br>府市川<br>三郷線 | 西八代郡市川三郷町上野六〇五<br>番地先 | 四 | 鰍沢 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|---------------------------------|-----------------------|---|----|--------------------|

別表第十の二、〇〇六の項を次のように改める。

|             |  |   |    |                    |
|-------------|--|---|----|--------------------|
| 二、〇〇六<br>市道 | 笛吹市石和町松本一、四四二番<br>地二〇（市立石和北小学校正門<br>前） | 一 | 笛吹 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|-------------|--|---|----|--------------------|

別表第十の三、四三五の項を次のように改める。

|                    |                |   |    |                    |
|--------------------|----------------|---|----|--------------------|
| 三、四三五<br>国道二<br>〇号 | 大月市大月町花咲四二七番地先 | 三 | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|--------------------|----------------|---|----|--------------------|

別表第十の三、六九九の項を次のように改める。

|             |  |  |    |                    |
|-------------|--|--|----|--------------------|
| 三、六九九<br>廃止 |  |  | 笛吹 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|-------------|--|--|----|--------------------|

別表第十の五、一八七の項を次のように改める。

|                                      |                     |   |    |                    |
|--------------------------------------|---------------------|---|----|--------------------|
| 五、一八七<br>国道二<br>〇号（大<br>月市大月<br>イパス） | 大月市大月二丁目一〇番二二号<br>先 | 二 | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|--------------------------------------|---------------------|---|----|--------------------|

別表第十の五、六四八の項の次に次のように加える。

|             |                          |   |    |                    |
|-------------|--------------------------|---|----|--------------------|
| 五、六四九<br>町道 | 西八代郡市川三郷町上野一、〇<br>二八番地一先 | 二 | 鰍沢 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
| 五、六五〇<br>市道 | 笛吹市石和町砂原八六三番地三<br>先      | 二 | 笛吹 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
| 五、六五一<br>市道 | 山梨市上神内川七七番地三先            | 二 | 部下 | 令和四年四月一日           |

|       |       |   |   |     |                    |
|-------|-------|---|---|-----|--------------------|
| 五、六五二 | 市道    | 甲州市塩山下塩後四〇五番地先                          | 二 | 部日下 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
| 五、六五三 | 市道    | 山梨市上神内川一〇七番地一先                          | 一 | 部日下 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
| 五、六五四 | 国道二〇号 | 大月市大月町花咲四二七番地先<br>(大月インター入口交差点南西側左折導流部) | 一 | 大月  | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |

別表第十四の一、六三九の項を次のように改める。

|       |    |   |     |              |    |    |                    |
|-------|----|---|-----|--------------|----|----|--------------------|
| 一、六三九 | 町道 | 西八代郡市川三郷町市川大門三、四八〇番地先(新田橋東詰交差点)から西八代郡市川三郷町上野一〇二、一〇三番地(町道同士の十字路交差点)までの両側 | 二八〇 | 車両(けん付・引)を除く | 五〇 | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|-------|----|---|-----|--------------|----|----|--------------------|

別表第十四の一、六四一の項を次のように改める。

|       |               |  |       |              |    |    |                    |
|-------|---------------|--|-------|--------------|----|----|--------------------|
| 一、六四一 | 国道二〇号(大月バイパス) | 大月市大月町花咲四二七番地先(大月インター入口交差点)から大月市駒橋二丁目五番五号までの両側 | 二、九七〇 | 車両(けん付・引)を除く | 五〇 | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|-------|---------------|--|-------|--------------|----|----|--------------------|

別表第十四の一、七七三の項の次に次のように加える。

|       |    |   |     |              |    |    |                    |
|-------|----|---|-----|--------------|----|----|--------------------|
| 一、七七三 | 町道 | 西八代郡市川三郷町上野一、二、七、八番地先(国道四〇号との十字路交差点)から西八代郡市川三郷町上野二、三番地(先野二、三番地交差点)までの両側 | 九二〇 | 車両(けん付・引)を除く | 五〇 | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|-------|----|---|-----|--------------|----|----|--------------------|

|       |    |   |     |              |    |    |                    |
|-------|----|---|-----|--------------|----|----|--------------------|
| 一、七五五 | 市道 | 笛吹市八代町増利四六五番地一先(県道六石和線との十字路交差点)から石和町砂原六三番地(市道三原六三番地との十字路交差点)までの両側 | 七八〇 | 車両(けん付・引)を除く | 五〇 | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|-------|----|---|-----|--------------|----|----|--------------------|

別表第十五の四五六の項を次のように改める。

|     |               |  |       |    |    |    |                    |
|-----|---------------|--|-------|----|----|----|--------------------|
| 四五六 | 国道二〇号(大月バイパス) | 大月市大月町花咲四二七番地先(大月インター入口交差点)から大月市駒橋二丁目五番五号までの両側 | 二、九七〇 | 車両 | 終日 | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|-----|---------------|--|-------|----|----|----|--------------------|

別表第十六の一、六〇七の項を次のように改める。

|       |                  |                                      |    |    |    |                    |
|-------|------------------|--------------------------------------|----|----|----|--------------------|
| 一、六〇七 | 県道石和温泉停車場<br>松本線 | 笛吹市石和町松本一、〇三、四番地先(松本踏切南側十字路交差点・南進車両) | 笛吹 | 終日 | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|-------|------------------|--------------------------------------|----|----|----|--------------------|

別表第十六の二、五四三の項を次のように改める。

|       |    |  |    |    |    |                    |
|-------|----|--|----|----|----|--------------------|
| 二、五四三 | 削除 |  | 笛吹 | 終日 | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
|-------|----|--|----|----|----|--------------------|

別表第十六の二、一〇〇の項の次に次のように加える。

|       |    |                                      |    |    |    |                    |
|-------|----|--------------------------------------|----|----|----|--------------------|
| 二、一〇〇 | 市道 | 甲府市相生一丁目九番八号先(市道同士の十字路交差点・南進車両)      | 甲府 | 終日 | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
| 二、一〇二 | 市道 | 甲府市飯田三丁目八番二号先(市道同士の十字路交差点・西進車両)      | 甲府 | 終日 | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |
| 二、一〇三 | 町道 | 西八代郡市川三郷町上野一、〇三番地先(町道同士の十字路交差点・西進車両) | 大月 | 終日 | 大月 | 令和四年四月一日<br>告示第三四号 |



|     |  |  |     |    |    |                        |
|-----|--|--|-----|----|----|------------------------|
| 一七三 | 中央自動車道<br>富士吉田線<br>大月インター<br>チェンジエラ<br>ンブ） | 大月市大月町花咲四<br>二五番地先<br>ンター入口交差点北<br>東側左折導流部<br>（二五メートル） | 自動車 | 終日 | 高速 | 令和四年四月<br>一日<br>告示第三五号 |
|-----|--|--|-----|----|----|------------------------|

別表第二の二の項を次のように改める。

|   |    |  |  |  |    |                        |
|---|----|--|--|--|----|------------------------|
| 二 | 削除 |  |  |  | 高速 | 令和四年四月<br>一日<br>告示第三五号 |
|---|----|--|--|--|----|------------------------|

### 山梨県警察本部長告示第十三号

山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱を定めたので、次のとおり告示する。

令和四年四月十一日

山梨県警察本部

本部長 伊藤 隆行

山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

**第一条** 山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）は、防犯カメラの設置促進を推進するため、山梨県警察防犯カメラ設置促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和三十八年山梨県規則第二十五号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### (目的)

**第二条** 地域住民の身近で起きる犯罪及び地域住民が不安に感じる事案の発生を抑制するため、山梨県内の市、町又は村（以下「市町村」という。）及び地域の防犯活動に取り組みとする地域住民により構成される自治組織、組合又は団体（以下「自治組織等」という。）が防犯カメラを設置するために要した経費に対して補助金を交付することににより、防犯カメラの設置促進を図ることを目的とする。

#### (補助対象事業)

**第三条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たした事業とする。

- 一 山梨県内に新たに防犯カメラを設置する事業であること。
- 二 地域住民の身近で起きる犯罪（侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらいなど）及び地域

住民が不安に感じる事案（子供・女性に対する声掛け事案など）の発生を抑制する目的で設置されるものであること。

三 特定の場所に継続的に設置して、道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所を撮影し、録画機能を有するものであること。

#### (補助対象者)

**第四条** 補助金の交付の申請をすることができる者は、次の全ての要件を満たす市町村及び自治組織等とする。

- 一 防犯カメラを設置することについて、設置場所の所有者等の同意（当該設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の同意）を得ること。
- 二 防犯カメラを設置することについて、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）その他の法令に基づく許可等が必要な場合には、当該許可等を受けること。
- 三 自治組織等の場合は、申請に係る防犯カメラの設置について、市町村の同意を得ること。

#### (補助対象経費及び補助率等)

**第五条** この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は次のとおりとする。

- 一 補助対象経費は、防犯カメラ（録画装置及び付属品を含む。）、防犯カメラの位置を示すプレートの購入及びこれらの設置に要する経費とし、維持管理費や地代、占用料は含まない。
- 二 補助率は、補助対象経費の二分の一以内とし、千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。ただし、他の交付金や助成金等（以下「助成金等」という。）を活用する場合は、先に助成金等を充当することとし、自己負担額の二分の一以内を補助する。
- 三 補助金の額の上限は、カメラ一台につき三十万円とする。

#### (補助金の交付申請)

**第六条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第一号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに、本部長に申請しなければならぬ。

二 本部長は、補助金の交付申請を受理したときは、必要に応じて現地調査等を行うものとし、申請者は、当該現地調査等に協力しなければならない。

**第七条** 本部長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

二 本部長は、補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（第二号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の通知を受ける前に、当該申請に係る防犯カメラの購入に係る契約及び設置に関する工事を行ってはならない。

(補助金の交付の条件)

**第八条** 本部長は、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる事項を補助金の交付の条件とするものとする。

- 一 山梨県警察防犯カメラ設置促進事業に関するガイドラインに基づき、次に掲げる事項を規定する管理規程等を定めること。
  - イ 防犯カメラの設置目的
  - ロ 防犯カメラの設置者及び管理責任者の指定
  - ハ 防犯カメラ設置場所、設置台数、撮影範囲及び設置の表示
  - ニ 撮影された画像の保管場所、保存期間等の管理
  - ホ 撮影された画像の利用及び提供の制限
  - ヘ 保守点検
  - ト 問合せ、苦情等への対応
  - 二 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラの設置団体の名称を記載したプレート等を設置し、周知を図ること。
  - 三 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
  - 四 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - 五 申請者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三〇年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。
  - 六 防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこと。
  - 七 その他、この要綱の定めに従うこと。
- (申請の取下げ)
- 第九条** 申請者は、第七条第二項の規定による通知を受理した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付申請取下書（第三号様式）を、交付決定通知を受理した日から起算して二十日を経過する日までに本部長に提出し、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は消滅し、本部長は、補助金交付決定消滅通知書（第三号様式の二）により、申請者に通

知する。

(補助事業の変更等)

**第十条** 申請者は、補助事業の変更又は中止（廃止）をしようとするときは、補助事業変更・中止（廃止）承認申請書（第四号様式）に係る書類を添えて、本部長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない場合はこの限りでない。

(補助事業の変更等承認の通知)

**第十一条** 本部長は、前条の申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、変更又は中止（廃止）の承認を行うものとする。

2 本部長は、前項の決定をしたときは、補助事業変更・中止（廃止）承認通知書（第五号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事情変更による補助金の交付決定の取消し等)

**第十二条** 本部長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 本部長は、前項の決定をしたときは、補助金交付決定取消・条件変更通知書（第六号様式）により、申請者に通知するものとする。

(立入検査等)

**第十三条** 本部長は、補助金の適正な執行のため、この要綱の施行に必要な限度において、申請者に対し、当該補助金を活用して設置した防犯カメラの管理状況等を確認することができる。

2 本部長は、防犯カメラの管理状況等を確認するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は職員に当該申請者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告等)

**第十四条** 申請者は、補助事業が完了した日から起算して、一月を経過した日又は当該完了日の属する年度の二月の最終の平日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第七号様式）に係る書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

(事業完了の確認検査)

**第十五条** 本部長は、前条の規定により事業実績報告書を受理したときは、設置された防犯カメラが補助事業の条件を満たしているか確認検査を行うものとする。

(補助金の額の確定通知)

**第十六条** 本部長は、前条の規定により確認をした結果、設置された防犯カメラが補助事業の条件を満たしているときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第八号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

**第十七条** 補助金は、精算払の方法により交付する。

2 申請者は、補助金の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（第九号様式）により本部長に補助金の交付を請求するものとする。

（防犯カメラの画像の提供等）

**第十八条** 補助対象者は、補助事業を実施した後、警察から犯罪捜査等への協力依頼があった場合は、防犯カメラの画像の提供等、必要な協力をしなければならない。

（財産の処分制限）

**第十九条** 申請者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、本部長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、本部長の承認を受けず、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 申請者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第十号様式）を本部長に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、財産処分制限期間を経過しないで、取得財産を廃棄する場合も同様とする。

3 本部長は、前項の申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査し、適当であると認めるときは、財産処分の承認を行うこととし、財産処分承認通知書（第十一号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 本部長は、第一項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

**第二十条** 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して五年間、整備保管しておかなければならない。

（その他）

**第二十一条** この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

山梨県警察本部長 殿

市町村（自治組織等）の〒 ー  
所在地・名称

代表者の役職・氏名

連絡先 TEL（ ） ー

## 補助金交付申請書

山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

1 事業の目的

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 申請額算出内訳書（第1号様式の3）
- (3) その他必要と認める書類

|                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| 共<br>通                | 見積書の写し                 |
|                       | 防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等   |
|                       | 防犯カメラ設置場所の現況写真         |
|                       | 防犯カメラを設置する場所を表示した付近見取図 |
| 自<br>治<br>組<br>織<br>等 | 設置場所所有者等の同意書           |
|                       | 法令等に基づく許可を証明する書類       |
|                       | 自治組織等の意思決定を証する書類（議事録等） |
|                       | 自治組織等の規約及び役員名簿         |
| 市町村の同意書               | 誓約書                    |
|                       |                        |



事業計画書

1 事業の目的

2 防犯カメラ等設置場所

3 防犯カメラ設置台数 台

4 設置設備

5 事業費総額 円

6 事業実施期間（予定）

年 月 日 から 年 月 日まで

申請額算出内訳書

カメラ1台の場合

（単位：円）

| 事業費総額 | うち補助対象経費 | 助成金 | 補助金交付<br>申請額                            |
|-------|----------|-----|---|
| 円     | A<br>円   | 有・無 | 円<br><br>(Aの1/2・上限30万円<br>1,000円未満切り捨て) |

複数カメラの場合（カメラ 台）

| 事業費総額 | うち補助対象経費 | 助成金 | 補助金交付<br>申請額 |
|-------|----------|-----|--------------|
| 円     | 円        | 有・無 | 円            |
|       | 内訳       |     | 内訳           |

※ カメラ1台当たりの補助金額算出補助表を添付すること。  
（補助金額算出補助表又は算出金額がわかるものを添付すること）

第 年 月 日 号

殿

山梨県警察本部長 印

## 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、同補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

### 記

1 補助金交付決定額 金                      円

### 2 補助条件

- (1) 山梨県警察防犯カメラ設置促進事業に関するガイドライン（令和 年度版）に基づき、管理規程等を定めること。
- (2) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラの設置市町村（自治組織等）の名称を記載したプレート等を設置し、周知を図ること。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 申請者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) 防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこと。
- (7) 取得財産については、財産処分制限期間を経過するまでは、本部長の承認を受けないうで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。  
なお、財産処分期間を経過しないで、取得財産を廃棄する場合も同様とする。
- (8) 前号の承認を受けようとする場合は、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還すること。
- (9) その他、この要綱の定めに従うこと。

年 月 日

山梨県警察本部長 殿

市町村（自治組織等）の 〒 -  
所在地・名称

代表者の役職・氏名

連絡先 TEL ( ) -

## 補助金交付申請取下書

山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金について、同補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり取り下げます。

なお、提出した書類に関しては返却を求めません。

### 記

1 交付決定通知書 文書番号

年 月 日付け、梨生企第 号

2 取下理由

第 年 月 号  
日

殿

山梨県警察本部長 印

## 補助金交付決定消滅通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金の補助金交付申請の取下げについては、年 月 日受領し、受理日をもって当該申請に係る補助金の交付決定は消滅したので、同補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

山梨県警察本部長 殿

市町村（自治組織等）の 〒 -  
所在地・名称

代表者の役職・氏名

連絡先 TEL ( ) -

## 補助事業変更・中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け、 第 号により交付決定を受けました山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金について、同補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり変更・中止（廃止）を申請します。

### 記

1 変更・中止（廃止）の内容

2 変更・中止（廃止）の理由

第 年 月 号  
日

殿

山梨県警察本部長 印

## 補助事業変更・中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金の事業  
変更・中止（廃止）の承認にかかる審査結果については、同補助金交付要綱第11条第2  
項の規定により通知します。

### 記

1 変更・中止（廃止）の内容

2 変更・中止（廃止）の理由

第 年 月 号  
日

殿

山梨県警察本部長 印

## 補助金交付決定取消・条件変更通知書

年 月 日付け、 第 号により交付決定しました山梨県警察防犯カメラ  
設置促進事業補助金については、下記のとおり補助金交付決定の全部取消し・一部取消し  
・条件変更しましたので、同補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

### 記

1 取消し・条件変更の内容

2 取消し・条件変更の理由



年 月 日

山梨県警察本部長 殿

市町村（自治組織等）の 干  
所在地・名称

代表者の役職・氏名

連絡先 TEL（ ） -

### 事業実績報告書

年 月 日付け、 第 号により交付決定を受けました防犯カメラの設置  
について、補助事業が完了しましたので、山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付  
要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 実績額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 事業着手年月日 年 月 日

5 事業完了年月日 年 月 日

6 添付書類

- (1) 防犯カメラの設置に係る金額が支払われたことを証する書類（領収書等）の写し
- (2) 防犯カメラの設置場所図面
- (3) カメラ設置後の現況写真（カメラ、録画装置、設置表示プレート等の写真）
- (4) 撮影された画像写真
- (5) 防犯カメラの管理規程等

第 年 月 号  
日

殿

山梨県警察本部長 印

## 補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金の実績報告書に基づき、下記のとおり交付する補助金額を確定したので、同補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

### 記

1 補助金交付確定額 金 円

2 交付予定日 年 月 日 予定

年 月 日

山梨県警察本部長 殿

市町村（自治組織等）の 〒 -  
所在地・名称

代表者の役職・氏名

連絡先 TEL ( ) -

### 補助金交付請求書

年 月 日付け、 第 号により補助金額確定を受けました山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金について、同補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

#### 記

請求金額（補助金の確定額） 金 \_\_\_\_\_ 円

（振込口座）

|         |                    |                 |
|---------|--------------------|-----------------|
| 金融機関名   | 銀行・信用金庫<br>信用組合・農協 | 本店・支店・支所<br>出張所 |
| 預(貯)金種別 | 普通 当座 其他 ( )       |                 |
| 口座番号    |                    |                 |
| 口座名義人   | フリガナ               |                 |
|         | 氏名                 |                 |

年 月 日

山梨県警察本部長 殿

市町村（自治組織等）の 〒 -  
所在地・名称

代表者の役職・氏名

連絡先 TEL（ ） -

## 財産処分承認申請書

年 月 日付け、 第 号により交付を受け山梨県警察防犯カメラ  
設置促進事業補助金に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、  
同事補助金交付要綱第19条第2項の規定により申請します。

### 記

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容 廃棄

目的外 使用 譲渡 交換 貸し付け 担保

3 処分しようとする理由

4 その他必要な書類

第 年 月 日 号

殿

山梨県警察本部長 印

## 財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ設置促進事業補助金に係る補助事業により取得した財産の処分について、下記のとおり決定したので、同補助金交付要綱第19条第3項の規定により通知します。

記

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容  廃棄

目的外  使用  譲渡  交換  貸し付け  担保

3 処分しようとする理由

# 正 誤

○ 令和四年三月三十一日(号外第十八号)公布山梨県訓令甲第二号(山梨県公印規程の一部を改正する訓令)  
二ページ上段十七行目から十八行目の「男女共同参画・共生社会推進統括官の」を削除する。

○ 令和四年三月三十一日(号外第十八号)公布山梨県訓令甲第五号(山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令)

三ページ上段七行目から十七行目までは次のとおりの誤り。

第二条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 課等 課又は山梨県行政組織規則第十二条の三第三項に規定する男女共同参画・共生社会推進監をいう。

第二条第一項第九号中「課の長」の下に「又は男女共同参画・共生社会推進監」を加え、同項第十一号中「課」を「課等」に改める。

第四条第二項中「所属の長」を「課長又は出先機関の長(以下「所属の長」という。)」に改める。

第五条第一項中「に文書管理主任」を「は、文書管理主任」に改め、同項第一号中「課に」を「課等に」に改める。

第六条第一項中「に文書管理担当者」を「は、文書管理担当者」に改める。

第十一条第二項及び第三項中「課名又は出先機関名」を「課等の名称又は出先機関の名称」に改める。

第十四条第一項中「課に」を「課等に」に改める。

第二十二条第三項中「部局」を「部等」に、「課の」を「課等の」に改める。

第二十七条中「知事政策局秘書グループ」を「知事政策局秘書課」に改める。

第三十一条第一項中「課は」を「課等は」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「課」を「課等」に改め、同条第八項中「課は」を「課等は」に改める。

第三十六条第一項中「課は」を「課等は」に改め、同項第二号中「課内」を「課等内」に改め、同条第三項中「課は」を「課等は」に改め、同条第四項中「課は」を「課等は」に、「課の」を「課等の」に改める。

第四十一条第四項中「課に」を「課等に」に改める。

三ページ上段二十行目中  
「別表第一の1の表中」は「別表第一の1の表中「課名 一課名の略字」を「推進統括官の名称」に、「」の誤り。  
三ページ上段二十三行目中

「推進統括官」は「推進監」の誤り。  
三ページ下段十行目中

「別表第一の2の表中」は「別表第一の2の表中「出先機関名 一出先機関名の略字」を「出先機関の名称」出先機関の名称の略字」に、「」の誤り。